

# 平成29年度第4回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

## 1 日 時

平成30年2月13日（火） 午後1時30分～午後2時18分

## 2 場 所

甲斐市役所本館 3階 大会議室

## 3 出席者

(1) 運営協議会委員

18名のうち12名出席

(2) 事務局

市民部長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険給付係長

## 4 内 容

(1) 甲斐市国民健康保険 第2期データヘルス計画 第3期特定健康診査等実施計画  
について（諮問）

### ①説明の要旨

- ・甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画(案) に対して寄せられた意見等について説明する。
- ・1月16日から2月9日まで実施した、パブリックコメントに寄せられた意見はなかった。
- ・資料は、協議会の委員、市議会の厚生環境常任委員会の議員、及び国民健康保険団体連合会の保健事業支援・評価委員会からの意見等をまとめたものである。
- ・意見、情報とそれに対する市の考え方、計画への反映について説明する。
- ・「重点項目①適正受診による疾病予防、重症化予防、の具体的な取組内容を記載した方がよいのではないか。」  
⇒①と②糖尿病重症化予防を、糖尿病性腎症重症化予防対策という、一つの事業名で取り組むこととした。
- ・「糖尿病性腎症重症化予防対策の事業計画の実施期間が平成35年度とあるが、平成30年度～平成35年度ではないか。」  
⇒平成30年度～平成35年度に訂正した。
- ・「第3期計画における目標の保健指導目標値の表で、受診率とあるが、実施率が正しいのではないか。」  
⇒実施率に訂正した。

- ・「今後取り組む保健事業計画の、特定健康診査未受診者対策における評価計画のアウトカムにおいて、平成35年度目標値55%は60%ではないのか。」  
⇒60%に訂正した。
- ・「ロコモティブシンドローム予防は市を挙げてラジオ体操の採用をしているが、市の会議や各種団体等の催しの開始に当たって、軽体操など実施する習慣を身につけるよう市の機関で繋がりをもたすことを盛り込んだらどうか。」  
⇒「ラジオ体操のまち甲斐市」推進計画において、行政のみならず地域、家庭及び各種団体等で一体的に推進したいと考えている。
- ・「糖尿病について医者が不必要に高額な料金を取りすぎているので、「適正」な診察代を見直すことが必要で国、県の「標準的」モデルを検討することが必要。このことも入れて計画しないと改善はいつになってもできないと思われる。」  
⇒国保担当者の会議を通じ、県に要望していきたいと考えている。
- ・「ジェネリック採否で1億円の大きな違いがあり、長く使用する人は知らないで医師の言うなりに使用している人もいると思うので、役所でも適切な方法で直接指導することも記入しておいた方がよいのではないか。」  
⇒国保担当者の会議を通じ、山梨県医師会へ普及促進の要望を働きかけていきたいと考えている。
- ・「県に移管されることにより、繰入金増額、保険料増額にならぬよう医療費の削減が必要と思われる。」  
⇒適正な医療機関の受診を促すことで、予防しうる疾患の重症化を防ぐ。  
また、本市において罹患率が高く、慢性腎病における予防可能な原因疾患である糖尿病の重症化を防ぐ。  
ジェネリック医薬品に関する啓発、理解の促進により、ジェネリック医薬品の普及率の向上と、薬剤費の適正化を図る。
- ・「県及び市はデータヘルス計画の趣旨を被保険者に周知徹底させるため、従来のパンフレット、広報、冊子以外に個人に直面した対応が必要と思われる。」  
⇒関係機関が一体となり、健康意識の高い市民を増やすことを目標に、保健事業の「見える化」を進め、市民の生活習慣病等の問題点を発見し、その改善を促すための取組を行う。
- ・「国民の健康寿命の延伸から言えば、受診率の向上策をとる必要がある。生活習慣病等は年、月で考える長いスパンで発症するものであり、若い世代への対策として自営業者への周知及び理解をより一層強める努力が必要と思われる。」  
⇒現在は20歳以上の市民を対象に総合健診を実施しているが、若い年代層の受診率が低いという状況である。40歳代前半からメタボリック症候群予備軍が高率になるが、事業主へのアプローチが難しいため、40歳代の検診受診希望調査未回答者に再通知をし、受診勧奨をするとともに、検診に対する意識調査をし、受診率向上に繋げていきたいと考えている。
- ・「レセプト等被保険者個人のかかなり細かな情報が明確になるので、個人に踏み込

んだ指導ができる専門職保健師、栄養士等の指導が必要と思われる。」

⇒国保担当に専任の保健師が配置されていないことから、健康増進課の保健師や栄養士と積極的に連携を図りながら、レセプトやKDB等のデータを活用・分析し、課題解決のための効果的な保険事業を展開していく。

- ・「被保険者自身が自らの健康状態に関心を持ち、今の身体の状態を知りたいという気持ちに導くような方法を考えたい。一番大切なことは、被保険者自身が受診や講演会への参加等積極的に行動に移すことが必要である。」

⇒今年度は、新年度保険証の同封物として、毎回送付している国保だより以外に特定健診を知ってもらうために、全被保険者へ「特定健診とは？」のパンフレットを入れる予定。

また、来年度は重症化予防のためのパンフレット作成をしようと考えている。

今後、自ら健康づくりを推進できるよう、関係課と協力し事業展開をしていきたいと考えている。

- ・「対策・計画の実施実践については書面の様式でよいと思う。

関係機関との連携、直接指導等も必要なので、机上のものに終わらせないように関係課と協力して事業を進めてもらいたい。」

⇒国保担当に専任の保健師が配置されていないことから、健康増進課の保健師や栄養士と積極的に連携を図りながら、レセプトやKDB等のデータを活用・分析し、課題解決のための効果的な保険事業を展開していきたいと考えている。

- ・「広報活動や再通知などは効果的なので継続してもらいたい。また日曜健診(土曜日有)は受診する側としてありがたい。

ジェネリック医薬品の使用についても、広報などさらに進めてほしい。」

⇒来年度は8月19日に国保の日曜健診を行う。土曜検診は考えていない。

また、ジェネリック医薬品の使用については、県を通じ医師会に働きかけていきたい。

- ・議会の厚生環境常任委員会からも意見を聞いており、こちらについてもほぼ同様の内容となっている。

- ・国民健康保険団体連合会の保健事業支援・評価委員会より寄せられた内容は、全計画期間の評価の関係が中心となっている。

- ・今後とも、策定する甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画を基に、甲斐市国民健康保険の医療費適正化、また、被保険者の皆様の健康保持・増進に取り組んでいく。

## ②主な質疑 なし

事務局案に異議なし。

原案どおり承認。

- (2) 諮問事項 平成 30 年度甲斐市国民健康保険税の税率について
- (3) 国民健康保険制度改正について
- (4) 平成 30 年度国民健康保険特別会計当初予算案(概要)について

①説明の要旨

- ・案件の(2)から(4)までを一括して、(3)国民健康保険制度改正について、(4)平成 30 年度国民健康保険特別会計予算案(概要)について、(2)諮問事項 平成 30 年度甲斐市国民健康保険税の税率についての順で説明する。

(3)国民健康保険制度改正について

- ・国民健康保険制度には、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料・税の負担が重い、財政運営が不安定になりやすい小規模の市町村が多いといった国民健康保険制度の構造的な問題がある。
- ・国民健康保険制度を将来にわたって維持していくため、県も保険者として国民健康保険の運営に加わることになった。
- ・次に、県と市町村の役割分担だが、県は、財政運営の責任主体として、市町村ごとの保険事業費納付金の算定、標準保険料率の算定・公表、保険給付費等交付金の交付、また、市町村は、保険税等を基に国保事業費納付金を県に納付、資格の管理、保険税率の決定・賦課・徴収、保険給付を担当する。
- ・変わることは、都道府県化に伴い、被保険者証の様式が変わり、保険者として山梨県の名称が記載される。また、国保の資格の取得・喪失が都道府県単位にかわる。併せて、高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算されるようになる。保険税の納付や各種申請・届出等はこれまでどおり変更はない。
- ・この他に、各都道府県に財政安定化基金が創設された。災害や医療費の急増に備えるためのもので、災害に伴い財源が不足する場合は交付、予期せぬ医療費の急増には基金から貸付を受けることができるようになる。
- ・平成 30 年度国民健康保険事業費納付金について、納付金額が決定し、一般被保険者者分、退職被保険者分、合計して 19 億 6,592 万 7,701 円となった。

(4) 平成 30 年度国民健康保険特別会計当初予算案の概要について

- ・被保険者数は年々減少し、1 月末現在 16,954 人、前年同期に比べ 891 人の減少となっている。要因としては、被保険者の高齢化と、景気の回復及び社会保険の適用拡大に伴う社会保険への異動となっている。また、退職者は退職被保険者制度の終了に伴い、平成 32 年度まで経過措置期間のため、年々減少していく。
- ・平成 30 年度予算案は、74 億 8,249 万 5 千円とし、平成 29 年度予算と比べ 17 億 7,376 万円、19.2%の減少となっている。
- ・主な要因は歳入予算の、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金。歳出予算の高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金が都道府県化に伴い、平成 29 年度で事業が廃止されることによるもの。この事業は、県内市町村の医療給付費負担を平準化するための事業で、各市町村が拠出し、給付費負担に応じて拠出金を再分配する事業であった。この他、被保険者数の減少

に伴う保険税等歳入の減少及び保険給付費の減少が予算規模減少の主な要因である。

- ・歳入予算だが、1款 国民健康保険税は、被保険者の減少に伴い約1億3千万円の減額となっている。また、8款 繰入金の減額は、財政調整基金繰入金の減額に伴うものである。
- ・都道府県化に伴うものとしては、3款 国庫支出金、4款 療養給付費等交付金、前期高齢者交付金が、県の収入に移行するため減額、共同事業交付金は制度廃止に伴い皆減となっている。
- ・5款 県支出金は、国庫支出金、前期高齢者交付金等が県を經由して交付されることとなるため、大幅な増額となっている。
- ・歳出では、2款 保険給付費が被保険者の減少に伴い減額、都道府県化に伴い、3款 国民健康保険事業費納付金が新設され、後期高齢者支援金・介護納付金が保険事業費納付金に移行するため減額となっている。
- ・前期高齢者納付金は65歳以上の医療給付費を保険者間で調整する事業だが、都道府県化に伴い都道府県保険者と社会保険の保険者間で調整する仕組みに変わるため廃止。また、4款 共同事業拠出金も高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業が廃止となるため、大幅な減少となっている。

## (2) 平成30年度甲斐市国民健康保険税の税率について

- ・平成29年度までは、国・県などの支出金、保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金、及び国保税で、保険給付費、健診などの保健事業費、出産育児一時金、葬祭費などを賄えるかを勘案して、保険税率案を6月の運営協議会で諮問していた。
- ・平成30年度からは、国保運営主体の都道府県化に伴い、国保税を主な財源として国民健康保険事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は全額・保険給付費等交付金として県から交付される仕組みに変わることから、国民健康保険事業費納付金や保健事業等に必要な財源を確保できるかどうかを検討することになる。
- ・過日、国民健康保険事業費納付金が決定し、県から平成30年度の納付金額が提示されたことから、本日諮問をしている。
- ・国民健康保険税率（案）は、平成29年度と同率とし、据え置きとしている。
- ・国保税で賄う主な事業費の合計額は、20億8,347万1,701円。国民健康保険事業費納付金19億6,592万7,701円は決定額、それ以外は予算額となっている。
- ・出産育児一時金、葬祭費及び保健事業費は、国民健康保険事業費納付金・保険給付費等交付金の対象としないこととなっているため、これらの事業費と合わせて税率を検討することとなる。
- ・事業費の財源は平成30年度の予算額で、21億3,434万6千円となっている。差し引きすると5千万円ほどの余裕があることから、税率を据え置いても国民健康保険事業費納付金等の財源を確保し、国保会計の運営が可能であると見込んで

いる。

- ・平成 30 年度国民健康保険税の予算案と国民健康保険事業費納付金額について、国保税の医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の各調定見込額に対する予算額と、平成 30 年度納付金決定額を比較すると、納付金決定額が国保税予算額を 3 億円ほど上回っているが、財源である保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分により賄うことが可能と見込まれる。

## ②主な質疑 なし

事務局案に異議なし。

原案どおり承認。

## (5) 平成 30 年度国民健康保険税制改正等について

### ①説明の要旨

- ・平成 30 年度に予定されている、国民健康保険税関係の税制改正について、説明する。
- ・国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しで、基礎課税額（医療分）の限度額を 54 万円から 58 万円に上げるもので、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額は据え置きとなっている。
- ・また、軽減判定所得の見直しでは、5 割軽減判定で被保険者数にかける金額を 27 万円から 27 万 5 千円に上げ、2 割軽減判定で被保険者数にかける金額を 49 万円から 50 万円に上げるとしている。

### ②主な質疑 なし

## (6) その他

- ・都道府県化に伴う条例改正等について  
国民健康保険条例の改正と、国民健康保険税条例の改正があるが、これらは 2 月の定例議会で改正を予定している。  
これらは、国民健康保険法改正に伴う条例改正となる。
- ・また、国民健康保険法施行令の改正により、協議会委員の任期が 2 年から 3 年に変更となる。
- ・施行されるのは平成 30 年 4 月 1 日で、次の委嘱期間から適用対象となる。
- ・最後に、本日が今年度最後の協議会となる。委員の任期は 8 月末までとなっている。保険医代表の 2 号委員、被用者保険代表の 4 号委員で新年度に交代等があったら、事務局まで連絡をお願いします。また、被保険者代表の 1 号委員で、9 月 1 日時点で 75 歳を迎える方は今回の任期を持って終了となる。後任の推薦に協力をお願いします。